

《保育者のための相談援助 正誤表》 (株)萌文書林

p. 7, 122

【誤】 認定子ども園

↓

【正】 認定こども園

p. 23

(4) 社会福祉施設（入所および通所）

【誤】 保護施設，老人福祉施設，身体障害者福祉施設，知的障害者福祉施設，婦人保護施設，母子福祉施設，精神障害者社会復帰施設など

↓

【正】 保護施設，老人福祉施設，障害者支援施設，婦人保護施設，母子福祉施設など

※社会福祉施設等調査（厚生労働省）の「施設・障害福祉サービス等事業所の種類」に基づき訂正しました。

(5) 児童福祉施設（入所および通所）

【誤】 乳児院，児童養護施設，知的障害児施設，肢体不自由児施設，重症心身障害児施設，保育所，児童館などで，主として児童指導員，保育士などが相談援助にあたっています。平成 23 年からは入所型の児童福祉施設には家庭支援専門相談員，個別対応職員が必置となり，10 人以上を対象として心理療法を行う場合は心理療法担当職員の配置が義務化されました。

↓

【正】 助産施設，乳児院，母子生活支援施設，保育所，児童厚生施設，児童養護施設，障害児入所施設，児童発達支援センター，情緒障害児短期治療施設，児童自立支援施設および児童家庭支援センターで，主として児童指導員，保育士などが相談援助にあたっています。2011（平成 23）年からは，乳児院や児童養護施設には家庭支援専門相談員，個別対応職員が必置となり，10 人以上を対象として心理療法を行う場合は心理療法担当職員の配置が義務化されました。

※児童福祉法の改正に伴い，施設の種別が変更されました。児童館は児童厚生施設に含まれます。

p. 29, 122, 123, 154

【誤】 児童福祉施設最低基準

↓

【正】 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

p. 85

【誤】 ・知的障害児施設 ・肢体不自由児施設

↓

【正】 ・福祉型障害児入所施設 ・医療型障害児入所施設

p. 123

③その他の施設

【誤】 心理療法担当員

↓

【正】 心理療法担当職員

【誤】 児童自立支援施設には，児童指導員，保育士，嘱託医，個別対応職員，家庭支援専門相談員，栄養士および調理員のほか児童自立専門員，児童生活支援員が配置されています。

重症心身障害児施設には，病院として必要な職員（医師・看護師・薬剤師・栄養士）と保育士，心理指導担当職員，理学療法士または作業療法士などが配置され相談に応じています。

↓

【正】 児童自立支援施設には，嘱託医，個別対応職員，家庭支援専門相談員，栄養士および調理員，児童自立支援専門員，児童生活支援員，心理療法担当職員（心理療法が必要な児童が 10 人以上の場合は必置）が配置されています。

主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設には，病院として必要な職員（医師・看護師・薬剤師・栄養士），児童指導員，保育士，児童発達支援管理責任者，心理指導担当職員，理学療法士または作業療法士などが配置され相談に応じています。

※児童福祉法の改正に基づき，施設名称を変更。